主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は、被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人安富厳提出の控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、ここにこれを引用し、これについて左のとおり判断する。

第二点について

所論は、要するに、軽犯罪法は、軽い犯罪を規制しているものではあるが、その各法案は、実質的に法益侵害に連なり、その意味で実質的違法性に裏づけられているければならないことは、憲法第三一条からみても当然であるにかわらず、でな人の本件各公衆電話ボックス内立入行為は、電話機自体の機能を害するものでもないがら、原判決がこれに軽犯罪法第一条第三二号を適用したものではないから、原判決に影響を及ぼす法令適用の誤をおかしまが電話機を利用したのような行為は、世のある状態をものである。しかしながら、原判示のような行為は、世のある状態をものである。である。従って、原判示が被告人の原判示を描述に軽犯罪法第一条のと電話機を利用しての面だけからみても、所論の実質に軽犯罪法にあるのである。従って、原判決が被告人の原判示を抗大解釈してあることが明らかである。従って、原判決が被告人の原判示を拡大解釈して適用してある。にような明らかである。にような明らかである。にような理由のもとに法令適用の誤としてあるによい。論旨は、理由がない。論旨は、理由がない。論旨は、軽犯罪法はできない。論旨は、軽犯罪法はできるのであるに、軽犯罪法はできるがは、表記を規制しているものである。

第三点について

所論は、要するに、原判決は、その理由において、被告人が「通話以外の目的認力を言えている電話ボックス内に……を置く目ので入つたる電話が、クス内に……とまで表記でしているで、通話の目的とが併存している場合には、本件のような電話が、クスでいるでは、通話の目的とが併存している場合には、本件のようなでであるが、クスで、当な明」があるものといわなければならないのである、原判ある話が、中では、または理由」があるものといわないがあるが併存するというのでは、理由から、のの目的とが併存ことが全面的に許容されるとは、解することが全面的に許容されるとは、解することができないからも、にく/要旨〉入ることが全面的に許容されるとは、解することができないがあるには、解するとが、原判示ならも、所論は、採用し得ないところで被告人が当時通話の目的がもったもは、原判決は、本件各行為につき、次の目がのであるとは、原判決は、本件各行為により、原審に現かにあるがあるとは、のであるのでも、原判決は、本件各行為にいたとは認められないのであるとは、のであるとは、原判決は、本件各行為にいるとは、原判決の理由の記載に所論のような違法があるとはいる。論旨は、理由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 関谷六郎 判事 堀義次 判事 内田武文)